

「生活保護制度に関する公開質問状」に対する回答書

○思う・×思わない・△その他 ※黄色で網掛けした政党は、私たちとほぼ同じ意見であり、評価できます。

	私たちの意見	自民党	立憲民主党	社会民主党	日本共産党	れいわ新選組	国民民主党
1 貧困率の改善 我が国の相対的貧困率は2018年の時点で15.4%となっていますが、これが2030年までに半減されるよう、改善に取り組むべきだと思いますか。	○	△	○	○	○	○	○
2-1 生活保護の捕捉率向上 日本の生活保護の捕捉率(本来なら生活保護を受けることができる人のうち、実際に生活保護利用に至っている人の割合)は2~3割に留まり、利用できない状態の方が多くいると考えられています。生活保護の「捕捉率」を上げるべきだと思いますか。	○	△	○	○	○	○	○
2-2 水際作戦の根絶 生活困窮者が生活保護の申請を行った場合に、窓口で違法な申請拒絶(いわゆる「水際作戦」)を受けることがあります。このような「水際作戦」を根絶するための施策を講じるべきだと思いますか。	○	○	○	○	○	○	○
3-1 ケースワーカーの増員と専門性確保 生活保護制度の運用の問題の背景には、現場で働くケースワーカーの人員の不足や専門性の不足が要因の1つとされています。福祉事務所に配置されるケースワーカーの人員を増員し、福祉専門職の採用を促すような施策を講じるべきだと思いますか。	○	△	△	○	○	○	○
3-2 ケースワーカー業務の外部委託 現行法制度上、外部委託が許されない「保護の決定・実施」(公権力の行使)と不可分一体であるケースワーク業務(家庭訪問、面接、調査、指導等)について、厚生労働省は、「外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る」としています。外部委託を可能とする方向での法改正を行うべきだと思いますか。	×	△	△	×	×	×	△
4 生活保護基準を2013年の段階に戻す 生活保護基準については2013年(生活扶助)、2015年(住宅扶助、冬季加算)、2018年(生活扶助、母子加算等)と3回にわたる引下げが行われ、生活保護を利用する方々の生活は厳しさを増しています。生活保護基準を2013年時点の水準に戻すべきだと思いますか。	○	×	△	○	○	○	△
4-2 級地の見直し 生活保護基準は最も高い1級地の1から最も低い3級地の2まで6段階で設定されていますが、専門家の審議会(社会保障審議会・生活保護基準部会)での検討と切り離して、これを統合する動きが見られます。どのように級地を見直すかについては、専門家の審議会による専門的な検討をふまえるべきだと思いますか。	○	△	○	○	○	○	○
4-3 夏季加算の創設 生活保護制度では冬場の暖房費などに充てるための冬季加算が支給されています。しかし、夏にはそのような加算が無いことから、電気代を心配してエアコンを節約し、生命の危険に瀕するケースが後を絶ちません。近年の猛暑に対応するために、冷房費などに充てるための夏季加算の創設が必要だと思いますか。	○	△	△	○	○	○	○
5 一歩手前の困窮層への支援(一部扶助の単給化) 最低生活費を1円でも超えると一切の給付が受けられなくなる現状を改善するため、一部の扶助(住宅、教育、医療、生業)については、一歩手前の困窮層(例えば最低生活費の1.3倍未満)に単給できる(バラで受けられる)ようにすべきだと思いますか。	○	×	△	○	○	○	△
6-1 扶養照会の原則廃止(申請者の同意を要件に) 生活に困窮した方が生活保護制度の申請をするにあたって、扶養義務者に扶養照会(援助ができるかどうかの質問)がなされることになっていますが、扶養照会については、申請者の同意がある場合にのみ行うことができるという運用改正をすべきだと思いますか。	○	×	△	○	○	○	○
6-2 自動車保有要件の緩和 現在、自動車については、原則として生活保護利用中の保有を認めない運用とされていますが、処分価値の乏しい自動車については生活用品としての保有を認めるなど、保有要件を緩和すべきだと思いますか。	○	△	△	○	○	○	○
6-3 生活保護世帯の子どもの大学等への進学保障 現在の生活保護制度では、生活保護世帯の子どもの大学等に進学した場合、世帯分離(生活保護の適用において、世帯員としては扱わないこと)をすることになっており、当該世帯に対する保護費が減額され、進学の大きな支障になっています。大学生等の世帯内就学と就学等に必要費用の収入認定除外を認めるなどして、進学保障をすべきだと思いますか。	○	△	○	○	○	○	○